

司法試験改革についての法科大学院関係者 ヒアリング結果概要

1	司法試験改革についてのヒアリング事項	1
2	ヒアリング結果概要	
	射手矢 好 雄 一橋大学法科大学院教授	5
	大 貫 裕 之 中央大学法科大学院教授	8
	大 淵 哲 也 東京大学法科大学院教授	13
	鎌 田 薫 早稲田大学総長	23
	後 藤 昭 一橋大学法科大学院教授	27
	土 井 真 一 京都大学法科大学院教授	32
	村 中 孝 史 京都大学法科大学院教授	40

司法試験改革についてのヒアリング事項

法曹養成制度改革推進室

別紙「司法試験改革について（案）」をご参照の上、以下の点について、ご意見をお聞かせいただきますようお願いいたします。

- 現在の司法試験科目等に関する法曹養成制度検討会議取りまとめの考え方について（基本的な法律科目を重点的に学習できるよう改善を図るとされている法科大学院教育との連携を図る必要があるとともに、現在の司法試験が、旧司法試験に比べて科目が増えており、受験者の負担軽減を図る必要があるとの考え方）
- 司法試験の論文式試験について、選択科目を廃止することについて
 - ・ 試験科目は法律基本科目のみとし、専門的分野は法科大学院での履修に委ねることで、学生にとって、より幅広い学修が可能となるとともに、法律基本科目に集中して学ぶことが可能になる（特に法学未修者）という考え方について
 - ・ 選択科目を廃止した場合、選択科目とされている科目を含む展開・先端科目等の授業に与える影響について
 - ・ 選択科目を廃止した場合、学生が選択科目とされている科目を含む展開先端科目等を勉強しなくなる可能性について
 - ・ 選択科目を廃止する場合、法科大学院における授業科目・カリキュラム等に与える影響について
- 司法試験の短答式試験を3科目にすることと連動して、予備試験の短答式試験も憲法・民法・刑法（＋一般教養科目）とすることについて
- 司法試験の選択科目を廃止することとの関係で、予備試験の論文式試験に選択科目を追加することについて
- 一般教養科目について、論文式試験は廃止することとし、大学卒業者は免除とすることについて
- その他関連事項

司法試験改革について（案）

◆ 法曹養成制度関係閣僚会議決定（平成25年7月16日）

- ◎ 法務省において1年以内に法案を提出するとされている事項
 - ① 受験回数制限を5年5回に緩和
 - ② 司法試験の短答式試験を憲法・民法・刑法に限定

- 推進室において検討すべきとされている事項
 - ① 司法試験論文式試験科目の削減（選択科目の廃止を含む）
※予備試験との関係に留意
 - ② 司法試験予備試験制度の在り方を検討



《推進室案》

1 司法試験の論文式試験につき、選択科目を廃止する

【趣旨】 試験科目としては基本科目のみとし、専門的分野は法科大学院での履修に委ねることで、より幅広い学習が可能となるとともに、法律基本科目に集中して学ぶことが可能となる（特に法学未修者にとって重要）

2 司法試験科目との関係を考慮し、予備試験科目も一部変更

○ 短答式試験科目を憲法・民法・刑法の3科目＋一般教養とする

【趣旨】 司法試験で短答式試験科目を3科目に限定することに伴い、予備試験でも同様の考え方を取るもの

○ 論文式試験に選択科目を追加し、一般教養科目を廃止

【趣旨】 司法試験の選択科目を廃止することに伴うもの

○ 一般教養科目（短答）は、大学卒業（と同程度）の学歴により免除

【趣旨】 大卒程度の学歴があれば、法科大学院修了者と同等の一般教養を備えていると判定することは可能

3 予備試験の在り方（制限すべきか等）については、更に検討

司法試験改革について(案)

現行制度

受験回数制限

法科大学院修了又は予備試験合格後、5年間に3回まで

司法試験

- <短答式試験>
- ・公法系科目(憲法, 行政法)
 - ・民事系科目(民法, 商法, 民事訴訟法)
 - ・刑事系科目(刑法, 刑事訴訟法)
- <論文式試験>
- ・公法系科目(憲法, 行政法)
 - ・民事系科目(民法, 商法, 民事訴訟法)
 - ・刑事系科目(刑法, 刑事訴訟法)
 - ・選択科目(倒産法, 租税法, 経済法, 知的財産法, 労働法, 環境法, 国際関係法(公法系), 国際関係法(私法系)から1科目選択)

予備試験

- <短答式試験>
- 憲法, 行政法, 民法, 商法, 民事訴訟法, 刑法, 刑事訴訟法, 一般教養科目
- <論文式試験>
- 憲法, 行政法, 民法, 商法, 民事訴訟法, 刑法, 刑事訴訟法, 一般教養科目, 法律実務基礎科目
- <口述試験>
- 法律実務基礎科目(民事・刑事)

改正案

受験回数制限

◎法科大学院修了又は予備試験合格後、5年間に5回まで

司法試験

- <短答式試験> ◎憲法・民法・刑法に限定
- ・憲法
 - ・民法
 - ・刑法
- <論文式試験> ☆選択科目を廃止
- ・公法系科目(憲法, 行政法)
 - ・民事系科目(民法, 商法, 民事訴訟法)
 - ・刑事系科目(刑法, 刑事訴訟法)

予備試験

- <短答式試験> ☆憲法・民法・刑法に限定
- 憲法, 民法, 刑法, 一般教養科目(免除あり)
- <論文式試験> ☆選択科目を追加, 一般教養科目廃止
- 憲法, 行政法, 民法, 商法, 民事訴訟法, 刑法, 刑事訴訟法, 選択科目, 法律実務基礎科目
- <口述試験>
- 法律実務基礎科目(民事・刑事)

司法試験科目に関するヒアリング結果概要

- 1 ヒアリング対象者
 射手矢 好雄（森・濱田松本法律事務所弁護士，一橋大学法科大学院特任教授）
 略歴は別添のとおり
- 2 ヒアリングの日時
 平成25年10月28日（月） 午前11時30分から

3 ヒアリングの結果概要

(1) 一橋大学法科大学院での授業内容

【要旨】

平成16年から特任教授として一橋大学法科大学院のビジネスローコースで国際法務戦略・交渉論，中国ビジネス法，ワールドビジネスローの3つの科目を担当している。ビジネスローコースは既修者の2年次，未修者の3年次に設けられており，定員が26名で毎週金曜日に神田のキャンパスで開講されている。

講義の中では，学生を班分けして交渉のシミュレーションや，ビジネスモデルのプレゼンテーションなどをさせている。受講する学生には，「試験科目ではないので司法試験に直接は役に立たないが，ここで学ぶ思考方法などは間接的に役に立つ。また，実務家になってからは確実に役に立つ内容である。」と言っている。ビジネスローコースは国立にある一橋大学のキャンパスから離れた神田キャンパスで開講されているが，学生の人気は高く受講希望者はいつも定員を充足している。

講義を受講した卒業生から話を聞いても好評であり，裁判官になった卒業生から「交渉のやり方を学んだことは当事者の立場に立って和解を勧めるときに役に立っている」という話を聞いている。受講している学生から，授業のための準備時間や神田までの移動時間が司法試験の受験勉強を圧迫しているという不満も聞いていない。

また，正式に統計をとったわけではないが，受講生の司法試験合格率は一橋大学法科大学院の一般の合格率と比較しても高いと思う。

- #### (2) 現在の司法試験科目等に関する法曹養成制度検討会議取りまとめの考え方（基本的な法律科目を重点的に学習できるよう改善を図るとされている法科大学院教育との連携を図る必要があるとともに，現在の司法試験が，旧司法試験に比べて科目が増えており，受験者の負担軽減を図る必要があるとの考え方）について

【意見要旨】

旧司法試験と比べて受験生の負担が重くなっているのであればそれは軽減すべきであり，総論的には賛成である。

- #### (3) 司法試験の論文式試験について，選択科目を廃止することについて

【意見要旨】

難しい問題だが、選択科目の廃止には反対である。法律基本科目は重要だが、実務は法律基本科目だけで動いているわけではなく、それに加えて、倒産法、租税法、知財法、環境法、国際関係など、様々な分野を専門とする人が出てくる。様々な分野を試験科目として真剣に勉強させることが、よい法律家をつくると思う。自分は（司法試験を受けたときに）国際私法を選択したが、そのことが国際関係をやる実務家として役立っている。

また、試験科目から外すと学生がこれらの科目を勉強しなくなるのではないか。選択科目については法科大学院での履修に任せればよいというのは荒っぽい議論だと思う。幅広い魅力的な法科大学院という意味では、司法試験とある程度リンクさせる方がよい。

- (4) 司法試験の短答式試験を3科目にすることと連動して、予備試験の短答式試験も憲法・民法・刑法（＋一般教養科目）とすることについて
- (5) 司法試験の選択科目を廃止することとの関係で、予備試験の論文式試験に選択科目を追加することについて
- (6) 予備試験の一般教養科目について、論文式試験は廃止することとし、大学卒業者は免除とすることについて

【意見要旨】

予備試験について細かい議論は色々あると思うが、そもそも予備試験制度をこのまま存続させてよいのかという疑問を持っている。予備試験の本来の趣旨は、金銭的な事情などで法科大学院に通うことができない人や既に旧司法試験を何度か受験している人が法科大学院に行かずに法曹となる機会を与えることだったはずだが、現実には、ショートカットしたい人が予備試験に流れている。法科大学院を作った趣旨と現在の予備試験の状況が矛盾するのであれば、予備試験自体の見直しを検討するべきである。

一方で、法科大学院の魅力をもっと高めて、学生を予備試験から法科大学院に引き付けることが必要である。実務家が一生懸命やれば面白い授業ができるはずであり、弁護士、検事、裁判官がもっと法科大学院の教育に関与すべきである。医師になるための解剖は個人ではできず医学部に行く必要があるのと同様に、社会や法律実務がどう動いているのかということは基本書や予備校の授業だけでは分からない。

別添

射手矢 好雄 一橋大学法科大学院教授 略歴

職歴：

昭和58年4月 弁護士登録（日本）（司法修習35期）
 平成1年4月 弁護士登録（ニューヨーク州）
 平成4年1月～現在 森・濱田松本法律事務所 パートナー
 平成16年～現在 一橋大学法科大学院 特任教授
 （国際法務戦略・交渉論，中国ビジネス法実務，ワールドビジネスローを担当）

学歴：

昭和56年3月 京都大学法学部卒業
 昭和63年6月 アメリカ合衆国ハーバード大学・ロースクール卒業

主な著書：

『そこが知りたい中国法務』時事通信社（2009年2月刊）
 『ふしぎとうまくいく交渉力のヒント』講談社（2009年12月刊）
 『中国経済六法2012年版，2013年増補版』日本国際貿易促進協会（2012年，2013年刊）
 『中国ビジネス法必携2012』ジェトロ（2012年1月刊）
 『中国投資ハンドブック2012/2013』日中経済協会（2012年2月刊）

主な論文：

「中国法の最新事情（上，中，下）」 商事法務（2010年6月，7月，8月）
 「中国法を知れば日本法が分かる！」 ビジネス法務（2010年11月～連載中）
 「中国独占禁止法の運用状況」 日中経協ジャーナル（2013年9月号）
 「重要判例に学ぶ中国ビジネス最前線 会社法をめぐる裁判例」 NBL（2013年10月1日号）

その他：

中国国際経済貿易仲裁委員会（CIETAC）仲裁人（2005年～現在）
 中国社会科学院法学研究所アジア法研究センター理事（2006年～現在）
 財団法人 日中経済協会 監事（2007年～現在）

司法試験科目に関するヒアリング結果概要

1 ヒアリング対象者

大貫 裕之（中央大学法科大学院）

略歴は別添のとおり

2 ヒアリングの日時

平成25年10月31日（木） 午後1時30分から

3 ヒアリングの結果概要

- (1) 現在の司法試験科目等に関する法曹養成制度検討会議取りまとめの考え方（基本的な法律科目を重点的に学習できるように改善を図るとされている法科大学院教育との連携を図る必要があるとともに、現在の司法試験が、旧司法試験に比べて科目が増えており、受験者の負担軽減を図る必要があるとの考え方）について

【意見要旨】

基本的な科目を重点的に学習できるように改善を図るというのは、おそらく司法試験の成績や結果から、受験者の法律基本科目についての基礎的な力が十分でないと考えられ、法科大学院における法律基本科目の教育を重点的にさせるべきだという考えに基づいているのだと思う。しかし、もしそうだとした場合、司法試験の結果が思わしくない原因は別のところにあるのではないかと考えている。

1つは、司法試験が本当に受験生の実力を判定するに相応しいものとなっているのかどうかということが問われるべきであると思う。極端な言い方をすると、もし実力を適切に測ることができていないとすれば、受験生の法律基本科目についての能力が十分でないという前提自体が違ってくる。

もう1つは、法科大学院で学生が学修しなければならない内容が量的に多いということである。その量は司法試験で問われていることと連動するわけだから、司法試験が重いということと連動する。そのことによって、学生が基本的な内容を押さえることができていないということが考えられる。

そうすると、まずは、法科大学院において学生に基本的な実力を付けさせるような教育をより一層進めることが必要である。量的に多いものではなく、基本事項を学生に勉強させるようなカリキュラム、教育方法をきちんと確立すべきだと思う。

そして司法試験は、法科大学院できちんと勉強してきた学生の実力を適切に測ることのできる試験になっていただきたいと思う。

したがって、結論としては、基本的な法律科目を重点的に学習させるというのは、他のやり方で達成できるのではないかと考えている。つまり、法律基本科目についての基礎的な力が十分でないというのであれば、法科大学院でそうした基礎をきちんと勉強させることでできればいいと思う。当然司法試験もそうした基礎を試すものとなる必要がある。

ただ、受験者の負担が重いのはそのとおりなので、負担軽減をする必要につい

ては否定しない。この点は、短答式試験科目の削減によって、だいぶ実現されるだろうと思う。この点は賛成である。ただ、問題は、科目数というよりも、むしろ試験問題の内容だと思っている。問題を簡単にするべきと言っているわけではなく、法科大学院で学修してきた基本的なことを確認するものにすべきだということである。現在の司法試験は、基礎的なものでなく広すぎる知識が問われていたり、深すぎる内容を問うものとなっている。各科目それぞれの問題を見ると、いい問題であると評価されているが、全部合わせると重すぎるということであり、1人の人が全ての科目を受けるという観点で負担を考えることが必要である。

(2) 司法試験の論文式試験について、選択科目を廃止することについて

【意見要旨】

- ・ 選択科目を削減すれば、学生は法律基本科目に力を集中する。この点では法律基本科目に集中させるという目的に適合的である。しかし、学生の総勉強量が一定と仮定すれば（これは選択科目を削減しても全体としての負担は減らないということ）、選択科目からはずされた専門科目に学生は力を注がない。より幅広い学習が可能になるというが、そうであるとしても、展開先端科目等に学生が注ぐ力は減少する。幅広いが薄い勉強となろう。

選択科目が廃止されれば、司法試験科目にとらわれず展開先端科目を幅広く勉強することは考えられなくもないが、全体として、司法試験の競争が厳しい中では、結局試験科目である法律基本科目に集中することになると思われる。もちろん、法科大学院では試験科目でない科目についてもしっかりと単位認定がされることが大前提ではあるが、実際は、司法試験合格圧力の下で、普通の学生は司法試験科目から外されると勉強量は減ると思われるし、教員としても、中には、単位認定をこの程度でいいかという人が出てくるのではないかと思う。

- ・ 選択科目を廃止してもよいと思うが、それは、学生が司法試験合格の圧力の下で勉強しなくてもよい状態になることが条件である。そうなれば、放っておいても、幅広く勉強するようになる。しかし現状がそうなっていない中で、学生に理想はこうだから幅広く勉強しろ、教員もきちんと成績評価をしろというのは無理がある。法科大学院によっても違うと思うが、一般的な普通の法科大学院を念頭におけば、やはりしっかりと勉強させることは厳しい。現在でも、選択科目でない科目について、学生は、いやいや履修している。余裕があれば、知的好奇心をもって幅広く勉強できると思うが、現状では厳しい。
- ・ 試験科目にすることによって、選択科目とされている科目のうち、最低限1つを、ある程度の時間をかけてきちんと体系的に勉強させることは、多様なことを学ばせるという法科大学院の理念に適合的であるし、また、専門性の高い法曹を育てるという点で意味がある。十分ではなくても、ある分野について体系的に知っていることによって、法曹資格取得後のステップが違ってくる。専門性の獲得は、法曹資格取得後でも不可能ではないが、体系的に法科大学院で学んだことが、当該分野における専門性獲得において有利であったことはよく言われる。

制度設計としては、法科大学院において、例えば一つの分野について、ある程度まとまった単位を取らせるように履修強制するという事は考えられる（現状

で学生が選択科目として履修する科目は、演習も含めて6単位程度になるのが普通であろう。現在は、選択科目について、一定の体系性をもって一定の単位を履修している)。そうすれば、選択科目とすることによって勉強させるといふことの代替ができ、選択科目をなくしてもいいのかもしれない。

- ・ 今の司法試験における選択科目の選択状況はよくないと思っている。倒産法とか労働法という既存分野のとっつきやすい分野に偏っている。もう少し余裕を持って勉強できる状態になれば、履修の仕方もばらけると思う。しかし、現状で、選択科目を試験科目から外しても、試験に合格しなければならないという圧力が強い中では、自由な履修行動につながるというよりは、単位を取りやすい科目、楽な科目に偏るだけだと思う。
 - ・ また、未修者にとっての負担軽減という観点からすると、未修者は選択科目に負担を感じてはいない。端的に言うと司法試験全体、特に法律基本科目が重いのであって、未修者に聞いてみれば分かると思うが、選択科目を廃止してほしいとは思っていない人が多いはずである。むしろ未修者は、選択科目については健闘している。選択科目で法律基本科目の劣勢を挽回できるほどの顕著な優位性があるかどうかという点について、データに基づいているわけではないが、少なくとも私の印象では選択科目について既修者と伍して戦っていると思う。結局、本質は、司法試験が未修者にとって問題が適切なものとなっているかということだと思う。
 - ・ 司法試験の科目となっていなければ、勉強しなくなるということになると、結局最終的に司法試験で試せばいいことになり、法科大学院で教育しなくてもよいのではないかとの意見が出てくるのは分かる。私も本来的には司法試験で勉強を強制するべきものではないと思っているが、あくまで、現状を前提にすると、司法試験科目でなくすことは問題だと思うという意見である。
 - ・ 展開・先端科目の授業内容が、司法試験科目であることによって、試験に縛られてしまうということはある、選択科目から外れた方がいいということを行っている人もいる。試験があることによって、本来実務家にとって必要なことを教えられないということは確かにある。しかし、結局は、これも試験問題の作り方の工夫の問題ではないか。
 - ・ また、選択科目がなくなれば、学生の履修が楽な科目に偏ると思われ、中規模・小規模の法科大学院においては、開講される科目が減ったり、開講されていても履修者がいないというような状態が生じると思う。また、学生は、各分野2単位ずつというようにつまみ食いの履修をするようになってしまうと思われる。つまり選択科目に対してのような、ある程度集中した学修をしなくなるだろう。
 - ・ 現在、文部科学省において進めている組織見直しの促進のための施策や、共通到達度確認試験など教育の質の向上のための方策によって、今後合格率が向上していくということを想定した上で、選択科目の廃止をどう考えるかとの問われれば、そうならば、選択科目を廃止するということもあり得ることだと思う。
- (3) 司法試験の短答式試験を3科目にすることと連動して、予備試験の短答式試験も憲法・民法・刑法（＋一般教養科目）とすることについて

【意見要旨】

法科大学院の現状ではなく建前論としての議論になるかもしれないが、現在の予備試験自体が、法科大学院修了程度の能力を試すのには軽いのではないかと考えているので、少なくとも今のまま、短答式も7科目とするべきではないかと考えている。

司法試験の短答式試験科目を3科目に限定するのは、負担軽減という目的があったと思うが、予備試験の方は、現在のままでも重くないのだから、負担軽減をする必要がないのではないか。

- (4) 司法試験の選択科目を廃止することとの関係で、予備試験の論文式試験に選択科目を追加することについて

【意見要旨】

司法試験から選択科目を廃止すれば、予備試験ルートの人はどこでも選択科目を問われなくなるので、予備試験に選択科目を追加するというのはあり得ることだと思う。ただ、例えば、予備試験ルートの人には、法科大学院で、選択科目とされている科目を履修して単位を取得させるということも考えられるのではないか。

- (5) 予備試験の一般教養科目について、論文式試験は廃止することとし、大学卒業者は免除とすることについて

【意見要旨】

賛成である。一般教養科目を課している点は、過度の負担だと思う。

- (6) その他参考となる意見等

予備試験の受験資格制限について、検討会議でも結論は出なかったが、現状は本来の制度趣旨に沿ったものとなっていないと思うので、制度趣旨にできるだけ近づけるようなものにしてもらいたい。現状は、法科大学院と予備試験のどちらを生き残らせるのか岐路に立っているという状態である。私としては法科大学院を生き残らせてもらいたいと思っており、法科大学院はそれに値すると思っている。予備試験が本来の趣旨そって運営されるように、受験資格に制限する方法を考えてもらいたい。

ただ、法科大学院の側も、時間的負担、経済的負担というところを、もっと何とかしないといけない。飛び級コースを制度的に設けるとか、学費の問題を何とかしないといけないと思っている。

大貫裕之 中央大学大学院法務研究教授 略歴

昭和59年～平成元年	東北大学法学部助手
平成元年～平成4年	東北学院大学法学部専任講師
平成4年～平成13年	東北学院大学法学部助教授
平成4年9月	スイス連邦共和国フリブール大学連邦制研究所で研修
平成5年～平成6年	フランス共和国ボルドー第一大学で研修
平成12年～平成14年	土地制度に係る基礎的詳細分析に関する調査研究委員会委員 (国土交通省委託研究)
平成13年～平成15年	東北学院大学法学部教授
平成15年～平成16年	中央大学法科大学院開設準備室教授都市計画争訟研究会委員 (国土交通省)
平成16年～現在	中央大学大学院法務研究科教授
平成17年～平成19年	警察における民意反映の研究会委員(警察庁)
平成22年～平成23年	フランス共和国トゥールーズ第一大学客員教授
現在	法科大学院協会常務理事

司法試験科目に関するヒアリング結果概要

1 ヒアリング対象者

大淵 哲也（東京大学大学院法学政治学研究科）

略歴は別添のとおり

2 ヒアリングの日時

平成25年10月31日（木） 午後1時30分から

3 ヒアリングの結果概要

- (1) 現在の司法試験科目等に関する法曹養成制度検討会議取りまとめの考え方（基本的な法律科目を重点的に学習できるよう改善を図るとされている法科大学院教育との連携を図る必要があるとともに、現在の司法試験が、旧司法試験に比べて科目が増えており、受験者の負担軽減を図る必要があるとの考え方）について
- (2) 司法試験の論文式試験について、選択科目を廃止することについて
- (3) 司法試験の選択科目を廃止することとの関係で、予備試験の論文式試験に選択科目を追加することについて

【意見要旨】

- ① 負担は本来極めて相対的なものである。同一条件下で競争するのであって、科目数の多寡自体は、ムードのないし感覚的なものは別として、本来、負担には関係ない。かかるものにあまりに拘泥する学生も教師も、旧試験にせよ、新試験にせよ、むしろ合格から遠い部類に属するのではないか。むしろ合格率こそが、負担等の最良の指標ではないか。海外でも、合格率が、負担等の一般的指標とされているようである。

私の旧試験の当時の合格率は約1.6ないし1.7%だったようにかすかに記憶しているが、現在の新試験の合格率はおおむね27%弱なので、明らかに、負担は、今の方がはるかに軽いと思う。

ちなみに、（最高裁から派遣されて米国留学中に記念で受けた）ニューヨーク州司法試験は、30数科目あった（法曹倫理まであった）記憶である。これでも、科目数が多すぎるといった不満は、周囲でもあまりなかったように思われる。

- ② 法科大学院・新試験は、理論と実務の架橋、未修者への門戸開放、社会人への門戸開放等の諸理念に立脚している。かかる理念を放棄してしまえば、法科大学院・新試験制度は、必然的に瓦解する運命にある。

未修者は、学部の専門が法学ではなく、理系、経済・経営等なので、民法、民訴、憲法、刑法、刑訴等よりも、倒産法、労働法、知的財産法、経済法等に、むしろ親和性がある。また、社会人についても、ビジネス関係によりなじみがあるのであって、倒産法、労働法、知的財産法、経済法、租税法等に、なじみと親和性がある。

しかるに、未修者にとっての負担感を理由に、選択科目を試験科目から排除

してしまうのでは、かえって未修者や社会人にとって親和性となじみのある上記「橋頭堡」を失ってしまうのであって、むしろ、法科大学院入学の大きなインセンティブを失う結果となるのである。この点は、特に、理系における知的財産法について、とりわけ顕著な問題といえる（理系には、「知的財産法、命」ともいわれているようである）。

- ③ 以上の点は、受験者にとっての負担というのも、科目数といった表面的なものだけに目を奪われるのではなく、上記の各点も含めた実質にこそ注目すべきことを物語るといえる。
- ④ また、基礎科目（必修科目）と応用科目（選択科目）は、相互補完関係にある点には、十分に留意すべきである。当然のことながら、基礎科目なくしては、応用科目はあり得ない。他方で、応用科目において、応用適用して初めて、基礎科目での基礎理論の真価が問われる、あるいは、応用科目において、応用適用して初めて、基礎科目での基礎理論の真の意味が理解できることもしばしばである。例、民法・民事訴訟法と倒産法。民法（契約法）と労働法・知的財産法等。民法（不法行為法）と知的財産法・経済法等。行政法と租税法・経済法・労働法・知的財産法（特許法等）。まさしく、「基礎科目なくして、応用科目なし。応用科目なくして、基礎科目なし。」である。かかる本質的な相互補完関係を無視等閑視する教育・試験制度は、およそ成り立ち得ない。応用科目自体に対するのと同程度の実害が、基礎科目の（研究・）教育にも及ぶことが大いに懸念されるのである。

相互補完関係についての知的財産法の実例としては、①平成23年改正（平成23年法律第63号）における特許権侵害訴訟における再審制限と、民事訴訟法一般における再審（なお、対比としての刑事訴訟法における再審）、②著作権（通常）間接侵害における差止請求権の相手方と、民法における物権的請求権の相手方、③特許無効の本質論における特許処分無効説対特許権無効説の議論、行政法総論における行政処分の無効論（重大明白瑕疵論等）等がある。

ちなみに、民法の物権法は有体物についての一般法ではあるが、無体物についての法ではないし、ましてや、無体物についての一般法ではない。無体物についての法が、知的財産法である（特許法、著作権法、商標法、不正競争防止法等の各法があるだけであって、無体物についての一般法が特にあるわけではない）。従前は、この点が正解されずに、漫然と、民法の物権法が有体物無体物を通じての一般法と誤解され、知的財産法がそれに対する特別法と解されることが多かったが、実は、有体物についての民法の物権法と、無体物についての知的財産法（かつては無体財産法と呼ばれていた）とが、平等の地位で並立するのである。この意味で、従前は、民法の物権法と知的財産法との関係は、「父と子」の如く解されていたが、実は、「兄と弟」の如き関係にすぎない。いずれにせよ、民法の物権法（基礎科目の筆頭たる民法（財産法）の債権法と並ぶ二本の柱である）について正解するためには、知的財産法の理解が不可欠なのである。まさしく「有体（物についての法）なくして無体（物についての法）なし。無体（物についての法）なくして有体（物についての法）なし。」

である。

- ⑤ なお、選択科目を試験科目から排除しても、将来のキャリアのためにきちんと勉強するので問題ないといった議論も散見されなくはないようであるが、かかる議論は、教育現場の実情を全く直視しない、単なる「きれい事」にすぎない。法律家にとっては、事件・紛争の本質・実体を正確に把握することこそが最大最高の能力といえるが、そこでは、建前、「きれい事」等は排して、事物の実体等を直視することこそが、出発点である。同様に、法曹養成教育・試験においても、教育現場の実情等の直視が不可欠の出発点である。現実を直視しない「きれい事」の建前論などに、将来の我が国司法制度の担い手たる法曹養成の教育・試験の制度設計を委ねることなど、到底できるものではない。なお、法科大学院での選択必修化等と、新試験での選択科目であることとでは、持つ意味が全く異なる。前者だからといって、後者を代替することなど、できない。
- ⑥ 選択科目を新司法試験科目から排除して、予備試験科目としようとする意見もなくはないようではあるが、予備試験科目とすること自体はプラスとなり得るが、その点は、ひとまず措いて、上記の見解に係る教育・試験制度とすれば、以下のような深刻な影響が生ずることには、十二分の注意を要する。すなわち、予備試験組では、基礎科目と応用科目の両方についての（試験合格という）品質保証付きの「フル（完全）・ロイヤー」であるのに対して、新司法試験組では、基礎科目についてしか、試験合格という品質保証付きでない「不完全ロイヤー」でしかないのである。法科大学院が、不完全ロイヤーの製造機関でしかなくなるというのは、社会的責任としても、深刻な欠陥である。なお、繰り返すにはなるが、上記の不完全ロイヤー性とは、応用科目が（品質保証から）欠落しているだけでなく、それゆえに、基礎科目自体の理解力にも大きな疑念を生じさせるようなものなのである。
- 上記のようであれば、法律家になったあとの採用等でも、不完全ロイヤーは、極めて厳しい状況に置かれることとなろう。なお、個人的には、自身の生命身体財産等が係るものについて、不完全ロイヤーに委ねることなどとてもそのような気にはならない。特に、自分の事件についての裁判官・検事なら、全くなおさらである。
- ⑦ 前記の議論は、「負担」軽減に目を奪われるあまり、すなわち、入口を緩めることに腐心するあまり、アウトプットの品質管理保証という最枢要事項を大幅に看過するものといわざるを得ない。国民の権利義務等に直結する司法にとっては、人の命を預かる医学と同様に、品質管理保証こそがまさしく命である。
- ⑧ 以上は、応用科目一般について述べたが、知的財産法については、以下の特殊性も存するので、より一層強い意味をもって、そういえる。すなわち、知的財産法については、知的財産高等裁判所という特別の裁判所さえ設置されている。しかるに、その担い手たる裁判官が、「超」不完全・ロイヤー（知的財産法についての品質保証がゼロ）というのでは、日本の国是たる「知財立国」（日本の生き残りのためには、これしかない）は、単なるブラックジョークとなろう。日本の国益を害することも甚だしい。

- ⑨ なお、前記「不完全ロイヤー」論に対しては、知的財産高等裁判所裁判官を含む重要ポストには、「完全ロイヤー」（予備試験組（非法科大学院組））しか就けずに、「不完全ロイヤー」（非予備試験組（法科大学院組）たる新司法試験組）は就けないという人事実務的対応をすればよいだけという議論もなくはないようではあるが、これこそまさしく、法科大学院制度の自殺と瓦解にほかならない。
- ⑩ ちなみに、実務における応用科目の格別の重要性は、東京地裁における各特殊部の数（知的財産部4箇部、労働部3箇部等。対して、行政部3箇部、商事部1箇部等のみ）を見ただけでも一目瞭然といえよう。
- ⑪ なお、前記の意味において、本当に受験者にとっての、真の負担問題が存するのかは、慎重に検討されるべきものと思われるが、仮に、かかる問題が存するとしても、同問題解決の方法論が、「選択科目の新試験科目からの排除」という今回の方策しか本当でないのか、あるいは、それが本当に日本の司法と法曹養成にとってベストの解なのかについては、極めて慎重な検討が不可欠である。特に、「選択科目の新試験科目からの排除」という今回の方策は、教育現場の実情をみる限りは、前記のような法科大学院制度自体の瓦解を導くような深刻な弊害を必然的に随伴することが明らかであることからすれば、なおさらである。

仮に、負担問題が本当に存し、それを解決する必要があるとしても、そのための方法論については、「選択科目の新試験科目からの排除」という安易な「禁じ手」以外に、一工夫も二工夫もあって然るべきである。

- ⑫ 最後に付言したい。選択科目が新試験科目となっているために、法科大学院の授業が試験対策の予備校化しがちで、最先端の法理論等を講義するのが、困難となるので好ましくないゆえに、むしろ、「選択科目の新試験科目からの排除」に賛成という見解もなくはないようではあるが、少なくとも、私の教育現場での体験や他の先生方からお聞きする教育現場の実情とは本質的に乖離するものようである。

各制度の趣旨目的等や基本条文・基本裁判例等の説明等は、当然行うが、それらの発展として、学説や裁判実務等の最先端で問題となっている論点（未だ論文化されず、研究会等発言レベルの問題や自稿の公刊前段階のものも含む）や立法のための審議会レベルで最先端の問題となっている論点等を積極的に授業の題材としている。これによってこそ、志の高い（＝新試験の合否だけに拘泥せずに、真摯に法律家としての将来の活躍を考える）優秀な学生の関心を引き付けることができると感じている。また、このような最先端の論点について考えることにより、基礎的事項の理解が深まるとされるし、未知の論点についての法的思考力が涵養される。上記の最先端の論点には、普通の裁判官・弁護士等が未だあまりなじみのないものも含まれているが、高齢の実務家以上に若い知性と感性をもって、よりの確にすばやく理解を示すことも実は稀ではない。将来を大いに頼もしく思うことも多い。

以上のように、最先端の論点を扱うことは、選択科目が新試験科目となって

いる現行制度の下でも、全く可能であるし、現に積極的に行ってきた。これが何ゆえ問題なのかは実感が湧かない。

また、選択科目が新試験科目となっているので、やる気のない学生が授業に出席するので、授業がやりにくいという意見もなくはないようでもあるが、当然のことながら、教育というものは、トップクラスの学生だけを対象とするものではなく、クラス全体のレベルアップを図るべきものである。この点は、教育一般についてもそうであるが、特に、日本全体に司法サービスと法の支配を展開させることを任務とする法曹の養成の教育では、この点は、なおさらである。

なお、選択科目が新試験科目となっていることが理由とされている上記2点の問題点は、選択科目に限られるものではなく、必修科目にも等しく当てはまるものである。かかる議論によるならば、選択科目のみならず、必修科目についてまでも、「新試験科目からの排除」という帰結となってしまうだろう。新試験の瓦解そのものである。

- ⑬ 現行の法科大学院の下で、既に多数の知的財産法選択者が巣立って、法律家となって、裁判官、弁護士等や法学者として大活躍中である。その全部を紹介することはできないが、「理系の星」¹⁾ともいわれる、未修者第1期生のM君についてご紹介したい。理系の修士出身だが、本学法科大学院に開校時に入学し、熱心に知的財産法を中心に勉強し、卒業後、無事、新試験に合格した。実務からの勧誘も多数あったようだが、それを全て断って、本学の助教（かつて助手と呼ばれていたもの）に出願し採用され、3年の助教の期間、間に司法修習を挟んで、実務にも目配りしつつ、従前本格的研究のほとんどなかった「特許法における明細書による開示の役割」という重要論点について、理系の知見も加味した上で、助教論文をまとめ上げた。3年の助教の期間終了後、直ちに、神戸大学の准教授に採用され²⁾、赴任して、現在に至っている。また、まもなく、上記助教論文を一冊本として公刊済みである。そして、現在は、米国Stanford大学の客員研究員として、在外研究中である。

この「理系の星」のM君の例など、「選択科目の新試験科目からの排除」の制度の下では、なかったように思われる。法科大学院の理念をまさに体現する「理系の星」（あるいは社会人・未修の星）の芽を潰してはならない。

- (4) 司法試験の短答式試験を3科目にすることと連動して、予備試験の短答式試験も憲法・民法・刑法（＋一般教養科目）とすることについて

【意見要旨】

1 Maeda T, et al. Solution structure of the SEA domain from the murine homologue of ovarian cancer antigen CA125 (MUC16). J Biol Chem. 2004; 279(13): 13174-13182. (<http://www.ncbi.nlm.nih.gov/pubmed/14764598>)

2 前田 健『特許法における明細書による開示の役割 —特許権の権利保護範囲決定の仕組みについての考察』（商事法務・2012年）

短答式は、憲法、民法、刑法の3科目でよい。一般教養は、短答になじまない。好ましくない。

- (5) 予備試験の一般教養科目について、論文式試験は廃止することとし、大学卒業者は免除とすることについて

【意見要旨】

総合考慮が必要ではあるが、論文試験に一般教養科目が必要かどうかについては、マストとは思わない。

- (6) その他参考となる意見等

商法・行政法のいずれか1科目選択という立場は、司法試験法（1949年法）の原点であった。それが、1954年 - 昭和28年法律第85号による改正法（第1次改正）による試験制度の変更として、第二次試験の筆記試験・口述試験における商法が必修化されるとともに、筆記試験における行政法が選択科目化された。

旧試験は、（末期の過渡期の特殊形^{*}は別として）試験自体としては、一定の完成型を示していたように思う（法学教育とのプロセス的連携という点はひとまず置いて、試験自体として考えた場合）。それが、①旧試験原型（商法・行政法のいずれか1科目選択という選択必修）と②旧試験第1次改正後型（商法は必修、行政法は選択）という2つの型といえる。そして、いずれについても、選択科目は当然存在している。（末期の過渡期の特殊形は別として）やはり、旧試験は、基礎科目と応用科目の双方にきちんと目配りの効いた一定の完成型を示していたものと強く痛感される。かかる先見性を後退させるなど決してあってはならないものと思われる。

以上を十分に踏まえると、受験者負担ゆえの科目数減を仮に考えなければならないとした場合における方策としては、当不当は別にすると、以下のものが考えられる。

第0案：商法と行政法の双方を選択科目化する。

(i) 行政法は、行政法典等といった基本法典を欠いており、基本科目＝必修科目の前提を欠いている。旧試験で一度も必修科目になったことはない。

(ii) 商法は、労働法、知的財産法、租税法、経済法等と同等ないしそれ以上に高度にビジネスロー化している面もあり、基本科目というよりも、先端展開科目の色彩が強くなっているともいえる。商法については、司法試験の原点では、選択（必修）科目でしかなかった点には注意を要しよう。

上記第0案は、あまりにドラスティックであるので、理論上の可能性にとどめて、現実的な案とはしない。

第1案：商法は必修科目のままとして、行政法は選択科目化する。

前記②旧試験第1次改正後型（商法は必修、行政法は選択）と同様である。試験としての一定の完成型の一つを示すものといえる。

1 2000年に、平成10年法律第48号改正法（第4次改正）による試験制度の変更がされ、法律選択科目の廃止がされてしまった。

第2案：商法と行政法の双方を選択必修科目化する。（選択必修として選択しない方の科目は、選択科目ではとれる。これは、旧試験原点と同じ。）

前記①旧試験原型（商法・行政法のいずれか1科目選択という選択必修）と同様である。これも、試験としての一定の完成型の一つを示すものといえる。

第3案：商法・行政法等の出題範囲を限定する。

商法・行政法等の出題範囲が（少なくとも潜在的には）非常に広範囲（特に、行政法）なために、受験生・学生の間では、負担感・不安感がある。今回、学生・元学生から聴取したところ、科目数の負担感はなく、むしろ、負担感は、上記の点についてであるとのことであった。

第4案（絶対不可）： 選択科目自体を廃止する（今回の法務省案）。

これは、枢要な半身（応用科目）を全部切り落とすという（客観的には）本来極めて過激な案である（代替方策の可能性の認識の乏しさゆえもあって、その旨の認識が乏しかったにすぎない）。

上記の第1案と第2案と第3案（他にもあるかもしれない）のいずれが妥当かという形で考えるべきと思われる。枢要な半身（応用科目）を全部切り落とすという過激な案ではなく、穏健中庸な案によるべき。すなわち、試験範囲の外延を半分削り落とすという形ではなく、従前の外延（旧試験以来の基本的枠組）のままで、内部の各科目の位置付け等を工夫するという形があるべき姿のように思われる。事件・紛争に自ずから落ち着くべきところがあるように、今回の一件にも、自ずから落ち着くべき一点があることは明らかである。問題全体を直視し、的確に問題設定しさえすれば、実は、解は自ずと明らかなように思われる。そのための工夫や知恵出し等を怠ってはならない。そうでなければ、万人を納得せしめるような解を得ることはできない。なお、少なくとも一般論として、一案についてだけの検討よりも、数案を対比しつつの検討の方が、あるべき解への到達が容易であると思われる。

以上、（第4案は不可であるが、）第1案や第2案を実施するほどに、科目数削減の必要性があるかの一点に尽きていると解される。

以上

大淵哲也 東京大学法科大学院教授 略歴

●経歴

- 昭和55年10月 旧司法試験合格（国際公法・経済原論選択）
 昭和57年3月 東京大学法学部卒業（法学士）
 昭和57年4月 司法修習生（横浜修習）
 昭和59年4月 東京地方裁判所判事補（民事部）
 昭和61年6月 最高裁判所より人事院行政官長期在外研究員（2年）として米国に派遣
 昭和62年6月 Harvard大学法学修士号（Master of Laws [LL. M.]）取得
 昭和62年11月 米国ニューヨーク州司法試験（Bar Examination）合格
 昭和63年6月 Harvard大学法学博士号（Doctor of Juridical Science [S. J. D.]）
 取得（国際民事訴訟法）
 昭和63年7月 最高裁判所事務総局家庭局付判事補（少年法担当）
 平成元年4月 外務省国際連合局国連政策課検事兼外務事務官（国連PKO等担当）
 平成2年4月 在ジュネーヴ国際機関日本国政府代表部二等（後に一等）書記官（GA
 TT（現WTO）等担当）
 平成4年5月 名古屋地方裁判所判事補（刑事部・民事部）
 平成7年4月 最高裁判所事務総局行政局参事官（行政・労働・知的財産法担当）
 平成9年4月 最高裁判所事務総局行政局第二課長（行政法のほか、労働・知的財産法
 担当）
 平成10年9月 東京高等裁判所判事（民事部）
 平成11年3月 裁判官退官
 平成11年4月 東京大学先端科学技術研究センター教授（知的財産権大部門）
 平成12年2月 ドイツ・マックスプランク国際特許・著作権・競争法研究所客員研究員
 （～4月）
 平成15年5月 東京大学大学院法学政治学研究科・法学部教授，現在に至る。
 平成17年3月 東京大学博士号（法学）取得

●主著（研究・教育）

- 『特許審決取消訴訟基本構造論』（単著）（有斐閣・2003年1月）（博士論文）
 『知的財産訴訟制度の国際比較 ―制度と運用について―（別冊NBL No. 81）』（共著）
 （（株）商事法務・2003年7月）
 『商標・意匠・不正競争判例百選』（共編著）（有斐閣・2007年11月）
 『著作権判例百選 [第4版]』（共編著）（有斐閣・2009年12月）
 『知的財産法判例集 [補訂版]』（共著）（有斐閣・2010年7月）／ [初版]（2005年5月）
 『特許判例百選 [第4版]』（共編著）（有斐閣・2012年4月）／ [第3版]（2004年2月）
 『専門訴訟講座6 特許訴訟 [上・下巻]』（共編著）（民事法研究会・2012年4月）（執筆
 部分：「冒認出願に係る救済」上巻57-126頁）

『知的財産法判例六法』（編共著）（有斐閣・2013年3月）

●主要論文（研究・教育）

- ・「知的財産保護のための法システムに関する横断的分析—体系的分析のための基礎的枠組の提示を中心として—」ジュリスト1237号（2003年1月）196-213頁
- ・「クレーム解釈と特許無効に関する—考察—公知部分除外説についての検討」『クレーム解釈論』（判例タイムズ社・2005年10月）2-48頁
- ・「特許法等の解釈論・立法論における転機」『知的財産法の理論と現代的課題』（弘文堂・2005年12月）2-67頁
- ・「法的保護システムの面からみた著作権法の特色」コピーライト46巻541号（2006年5月）2-19頁
- ・「著作権侵害による損害の賠償—知的財産法からのアプローチ」著作権研究31号（著作権法学会・2006年9月）42-58頁
- ・「審決取消訴訟の審理範囲等について」審判制度に関する今後の諸課題の調査研究報告書（平成18年度特許庁産業財産権制度問題調査報告書）（（財）知的財産研究所・2007年3月）4-64頁
- ・「著作者人格権の主体」著作権研究33号（著作権法学会・2008年9月）11-35頁
- ・「審決取消訴訟(1)(2)」法学教室338号（2008年10月）118-124頁，339号（同年11月）116-125頁
- ・「特許権侵害訴訟と特許無効(1)(2)(3・完)」法学教室345号（2009年6月）147-155頁，346号（同年7月）112-119頁，347号（同年8月）100-109頁
- ・「著作権侵害に対する救済(1)(2)」法学教室356号（2010年5月）142-151頁，360号（同年9月）137-143頁
- ・「ダブルトラック問題を中心とした特許法の喫緊の諸課題」ジュリスト1405号（2010年8月）42-57頁
- ・「特許処分・特許権と特許無効の本質に関する基礎理論」日本工業所有権法学会年報34号（日本工業所有権法学会・2011年7月）63-151頁
- ・「著作権間接侵害考察のための2本の分析軸」『現代知的財産法講座 I 知的財産法の理論的探求』（日本評論社・2012年5月）251-272頁
- ・「統一的クレーム解釈論」『知的財産権 法理と提言』（青林書院・2013年1月）206-236頁
- ・“Two Major and Long-Lasting Patent Law Issues in Japan”, in: Prinz zu Waldeck, *et al.* (eds.), *Patents and Technological Progress in a Globalized World: Liber Amicorum Joseph Straus*, pp. 431-444 (2009).
- ・Die erfinderrechtliche Vindikation in Japan – Rechtliche Abhilfemöglichkeiten des wahren Berechtigten bei widerrechtlicher Patententnahme, in: *Bälz/Baum/Westhoff* (Hrsg.), *Aktuelle Fragen des gewerblichen Rechtsschutzes und des Unternehmensrechts im deutsch-japanischen Rechtsverkehr*, ZJapanR Sonderheft 5, 2012, S. 105-161.

●学会・審議会等（現在）

日本工業所有権法学会常務理事，著作権法学会理事，ALAI（国際著作権法学会）日本支部理事。

経済産業省産業構造審議会臨時委員（特許制度小委員会委員長，意匠制度小委員会委員長，知的財産分科会委員）。特許庁審判部審判参与。文部科学省文化審議会委員（著作権分科会副分科会長，法制・基本問題小委員会主査代理，出版関連小委員会委員）。内閣官房知的財産戦略本部「知的財産による競争力強化・国際標準化専門調査委員会」委員。（財）知的財産研究所（特許庁委託）「職務発明制度に関する調査研究委員会」委員。

●法曹養成への関わり方

東京地方裁判所（昭和59・60年度）・名古屋地方裁判所（平成4～6年度）において配属司法修習生に対する判決起案等の指導。

名古屋地方裁判所民事裁判修習指導官（平成5・6年度）。

旧司法試験考査委員（憲法）（平成7・8年度）。

東京大学大学院法学政治学研究科法曹養成専攻（法科大学院）副専攻長（平成16年度）。

新司法試験問題検討会委員（知的財産法・主査）（平成16年）。

平成17年より新司法試験考査委員（知的財産法・主査），現在に至る。

東京大学法科大学院開校以来，同法科大学院において知的財産法授業（授業・演習）担当，現在に至る。平成15年以来，同大学法学部において知的財産法授業（講義・演習）担当，現在に至る。

司法試験科目に関するヒアリング結果概要

1 ヒアリング対象者

鎌田 薫（早稲田大学総長）

略歴は別添のとおり

2 ヒアリングの日時

平成25年10月22日（火） 午前10時から

3 ヒアリングの結果概要

- (1) 現在の司法試験科目等に関する法曹養成制度検討会議取りまとめの考え方（基本的な法律科目を重点的に学習できるよう改善を図るとされている法科大学院教育との連携を図る必要があるとともに、現在の司法試験が、旧司法試験に比べて科目が増えており、受験者の負担軽減を図る必要があるとの考え方）について

【意見要旨】

受験者の負担軽減を図り、基本的な法律科目を今以上に重点的に学修できるようにするという考え方には賛成である。とりわけ、優れた資質を持った未修者（非法学部出身者）にとって、一気に多くの科目を短答・論文共に対応させられているという試験はかなり酷なものであり、将来の発展可能性をもった人たちの潜在的能力を適正に評価できているかということに疑問を抱いていたところだったので、こういった方向性は歓迎する。

ただし、今後受験回数制限が5年5回に緩和されることによって、（長期的には入学者数が減少しているので状況は変わると思われるが）ここしばらくの間は受験者数が増加し、競争が激化して司法試験合格率が低下すると予想される。その場合に、論文試験採点対象者数を絞り込むために短答式試験の合格率が低下するとすると、旧試験時代のようにわずかなミスも許されないということになり、より競争を激化させることになりかねないので、その点を考慮した対策を講ずることが必要であると考えます。

- (2) 司法試験の論文式試験について、選択科目を廃止することについて

【意見要旨】

(1)と同様の理由から、賛成である。もちろん、法科大学院において、十分に選択科目その他の展開先端科目についても学習し、その達成度についての検証が図られていることが前提条件になる。とりわけ未修者にとっては短期間に多くの科目に対応する現行司法試験は酷である。法科大学院教育の中で、時間をかけながら、授業や定期試験を通じて能力を検証されていくことには耐えうる、克服する能力を持った人たちが、最後にまさに試験のための勉強ということをしなくてもよい、その分むしろ法律基本科目の基本的な部分についての理解を深いものにし、試験にも耐えうるような表現力まで身に付けていくという方向性を目指すほうが本来の筋であると考えます。

学生が選択科目を勉強しなくなるという可能性については、全体を見ればそ

ういう傾向が生まれるかもしれないということは否定しきれないのではないかと思う。しかしながら、優れた能力を持っている学生たちは、これまでも、司法試験科目とされている選択科目に集中するというよりも、余力のある人は選択科目の中から3つも4つも一生懸命勉強し、司法試験科目でない科目も勉強して、それぞれに成果を上げているのであり、少なくとも、本学（早稲田大学）の学生を見る限りは、あまり心配していない。具体的には、例えば、リーガルクリニックやエクスターンシップについて、司法試験合格率が下がってきたときに受講者がいなくなるのではないかと心配したが、実際には受講者は減っていない。学生たちは試験に通ることが最終目標だとは考えていないのであり、試験に通った後に何ができるか何をやらなきゃいけないのかということを中心に真剣に問題意識を持って取り組んでいるので、（選択科目を廃止しても）それほど大きく抜本的な変化が生じることは懸念していない。

ただし、試験科目が減れば、優れた学生たちもそこにますます集中しなければならぬという意識が芽生えることは否定できないし、法科大学院によっては、司法試験科目に集中させて、試験科目以外にはあまり時間を割かなくなり、極端に言えば法科大学院の予備校化的な傾向が生じることは現実問題として心配しておかなければならない。これに対しては、認証評価がもっと教育内容に立ち込んだ形でしっかり評価するとか、あるいは、試験科目からは外れるけれども、絶対に必修科目として法科大学院で履修しておかなければならないというものについて、設置基準の改定をも必要に応じて見通した法科大学院の必修科目の単位増を含む教育の強化が不可欠ではないかと思っている。

- (3) 司法試験の短答式試験を3科目にすることと連動して、予備試験の短答式試験も憲法・民法・刑法（＋一般教養科目）とすることについて

【意見要旨】

率直に言って、反対である。予備試験は、司法試験の一連のプロセスの中の第1ステップというのとは全く性格が違う。本来なら法科大学院教育を経ていなければならないところ、それを今更改めて受けなくてもいいだけの能力がある人や、経済的事情により法科大学院を経由できない人のための試験であるから、司法試験の準備的な試験にするために、司法試験科目とそろえるということは筋違いであり、法科大学院で必ず勉強しなければならないものについては、予備試験の科目として入れなければ筋が通らない。例えば、選択科目あるいは展開先端科目についても、法科大学院では、必修科目あるいは選択必修として勉強しなければならないとされているわけであるから、予備試験ルートの人には学習しなくていいというのは、本来の趣旨に反する。法科大学院でしっかりと授業を行い成績評価が行われるのだとすると、そういうものを何年もかけて勉強した人に匹敵するだけの能力を持っているかを検証するプロセスをスルーできるような予備試験制度は作ってもらいたくない。

それが論文式試験がいいのか短答式試験がいいのかという問題については、法科大学院教育では、時間をかけて全ての分野についてきちんと体系的な教育を受け、その都度成績評価を受け、修了認定を受けている。司法試験や予備試

験の論文試験はその中の一部について取り上げて、論文を書かせているものである。他方で、それぞれの法分野の全体について正確な理解をしているかどうかという点については、法科大学院生は法科大学院の授業の中で検証を受けているが、予備試験ルートの人はその機会がないわけだから、短答式試験のような形で基礎的な部分についてまんべんなく知識・理解を試しておくことが、本来の趣旨に合致する。むしろ基本科目に加えて選択科目や実務科目まで短答式試験科目を増やしてもいいくらいである。司法試験と違って、短答式は短答式、論文式は論文式の準備期間が保証されているのだから、司法試験より科目数が多くても不当に過酷な負担にはならないと考える。試験に時間をかけて、司法試験本体とは違う判定をしてもらおう方が、予備試験を目指している人にとってもよろしいのではないか。

- (4) 司法試験の選択科目を廃止することとの関係で、予備試験の論文式試験に選択科目を追加することについて

【意見要旨】

(3)で述べたとおり、予備試験の短答式試験の科目も幅を増やすべきと思っているが、やはり、法律家としての能力を一番的確に判定できるのは論文式であるから、少なくとも選択科目1科目は論文式試験に入れるのが当然と考えている。

- (5) 予備試験の一般教養科目について、論文式試験は廃止することとし、大学卒業者は免除とすることについて

【意見要旨】

1つの考え方としてあり得ると思う。ただし、法科大学院ルートの人たちは、大学を卒業した上に、適性試験を必ず受けており、予備試験ルートはそれより一段軽くて良いのかという疑問がないわけではないし、また多くの法科大学院では入試に英語を採用し、TOEFLやTOEICの点数を選抜のために使ったりしているのであるから、それと同等ということを見ると、一般教養科目の内容をどうするかという問題もあるし、本当に大学さえ卒業すれば免除でいいのかということは、なお検討の余地があるかもしれない。外国語科目についても何らかの検証があっても悪くないと思う。

- (6) その他参考となる意見等

今のように入学者を相当絞り込んでいる中で、本当にきちんとした教育をやっていけば、入口は狭いけれども出口はかなり多くの人たちがきちんとプロセスを経れば資格を得ることができ、試験のための勉強というより、本当に必要な能力を身に付けていく、本当の意味でのプロセス教育ができるようになっていくのではないか。

以上

鎌田 薫 早稲田大学総長 略歴

学歴：

昭和45年3月 早稲田大学法学部卒業
昭和47年3月 早稲田大学大学院法学研究科修士課程修了
昭和50年3月 早稲田大学大学院法学研究科博士課程単位取得退学

専門分野：民法、不動産法、フランス法

職歴：

昭和53年4月～昭和58年3月 早稲田大学法学部 助教授
昭和58年4月～平成16年3月 同 教授
平成2年9月～平成6年9月 同 教務主任（学生担当）
平成16年4月～ 早稲田大学大学院法務研究科 教授
平成17年4月～平成22年9月 同 研究科長
平成22年11月5日～ 早稲田大学 総長

本学以外での主な活動（法科大学院関連）：

平成17年6月～ 文部科学省 中央教育審議会大学分科会法科大学院特別委員会 専門委員
平成15年5月～ 最高裁判所 司法修習委員会 委員
平成23年4月～ 法科大学院協会 理事長
平成23年5月～平成24年8月 法務省 法曹の養成に関するフォーラム 委員
平成24年8月～平成25年6月 法務省 法曹養成制度検討会議 有識者委員

司法試験科目に関するヒアリング結果概要

1 ヒアリング対象者

後藤 昭（一橋大学法科大学院）

略歴は別添のとおり

2 ヒアリングの日時

平成25年10月24日（木） 午後4時30分から

3 ヒアリングの結果概要

- (1) 現在の司法試験科目等に関する法曹養成制度検討会議取りまとめの考え方（基本的な法律科目を重点的に学習できるよう改善を図るとされている法科大学院教育との連携を図る必要があるとともに、現在の司法試験が、旧司法試験に比べて科目が増えており、受験者の負担軽減を図る必要があるとの考え方）について

【意見要旨】

受験者の負担軽減を図る必要があるというのは、そのとおりであると思う。現在の司法試験は、かなり重い試験になっており、2年ないし3年間まじめに勉強したらクリアできる水準を超えてしまっている。なので、そこを軽くしていくことは必要である

ただし、「基本的な法律科目を重点的に学修できるように改善を図る」というのは、検討会議の取りまとめでは主として未修者の学習課程について言われていたことであり、それと司法試験の科目削減等とがダイレクトに結び付くというのは違うのではないか。負担が重すぎる面が特に未修者に現れているということはいえるが、基本的には未修者・既修者を通じて重すぎる面があり、負担軽減が必要だと考える。

- (2) 司法試験の論文式試験について、選択科目を廃止することについて

【意見要旨】

最初にこの案を聞いたときは、良くないのではないかと直感的には思ったし、私の周囲でも、法科大学院教員や修了者の人たちは反対している人は多い。それは、選択科目を、法科大学院制度や今の司法試験の特徴と見ており、それを維持したいという考えである。私もそういう気持ちがある。しかし、今の司法試験が重くなりすぎており、それを軽くする必要を優先せざるを得ないと考えている。したがって、選択科目の廃止はやむを得ない。

選択科目の廃止が授業科目に与える影響について考える前提として、司法試験から選択科目を除いても、法科大学院の履修課程からは除くべきではない。試験科目だけ勉強すれば卒業できるという仕組みにはすべきではないので、法科大学院ではこれらの科目もしっかり勉強するというのは維持すべきである。

試験科目でなくなると学生の身が入らないのではないかとすることは誰しも心配するが、法科大学院の修了要件として履修を要求しており、その成績判定は、しっかりやるということを約束しなければならない。そこを担保するため

に、認証評価において、この種の科目について特に成績評価をしっかりとできているかを重点的にチェックする必要があるのではないか。そこで、この法科大学院のこの科目では基準を満たしていないと判定された場合には、基準を満たした科目を履修していない人は、別の試験を受けてもらわなければいけない、そうでないと完全な受験資格を与えないことということまで考えていかなければならないのではないか。

また、我々教員の立場からすれば、試験に出るから勉強しようというのではなく、将来自分は何をするのか、法曹人口も増える中で、自分のアピールポイントをどう考えて、どういう仕事をしたいと考えているのか、将来を見据えて勉強しようというメッセージを出していかなければならない。それができなければ、我々は予備試験と違う法科大学院の良さを主張できないのではないか。

法科大学院の授業科目やカリキュラムに与える影響については、実際にはそんなに大きなものはないと思う。今の設置基準や認証評価基準でも、選択科目に相当するものは必ず履修するようになっている。ただし、細かく考えるといくつかの問題が起きるかもしれない。今の基準だと、例えば倒産分野から2単位、知財2単位、労働2単位という形でも単位数をそろえればいいことになるが、それで果たして身のある学習になるのかという問題が考えられる。今のように司法試験の選択科目になっていると、一つの分野で4単位くらいは大学側も提供しようとするので、ある程度まとまってその分野を勉強することが保証される形になっている。この点を、例えば認証評価基準などで、これらの科目のどれかについては4単位以上履修するというような基準を設けるとということも考えられる。そうするとつまみ食いの履修を防げるのではないか。

- (3) 司法試験の短答式試験を3科目にすることと連動して、予備試験の短答式試験も憲法・民法・刑法（＋一般教養科目）とすることについて

【意見要旨】

基本的には反対である。やはり、法科大学院では全ての法律基本科目についてしっかり勉強させて単位認定しているので、それと同等の能力を判定するのであれば、予備試験もそれをしっかりやってくださいということである。

ただし、現在の法科大学院がそこまでの信用を獲得しているのかという問題はある。理屈としては最初に述べたようなことが正しいと思うが、実際に多くの人がそれで納得してもらえるのかという問題である。そこを納得してもらうためには、例えば、現在検討されている共通到達度試験のようなものを法科大学院生が受けるという形で、何らかの客観的な水準を担保することが必要ではないか。

なお、共通到達度確認試験というのは、競争試験ではなく、基本的なところができているかを試すものなので、重さの弊害という面では、競争試験である司法試験の短答式試験とはだいぶ違い、試験勉強をしなければいけないという負担の点は変わってくる。正しい制度を本当に実現するためには、こういった方向を考えていかなければいけないのではないか。

- (4) 司法試験の選択科目を廃止することとの関係で、予備試験の論文式試験に選択科

目を追加することについて

【意見要旨】

予備試験は法科大学院修了と同等の学力を試すものなので、法科大学院で、必ず選択科目に相当するものをある程度履修しなければいけないとなっているのであれば、予備試験ルートでも必ず試されなければならない。逆に言えばそれとセットでない限り、本試験の選択科目の廃止には賛成できない。そうしないと、法科大学院生の方が試験科目でないものを一生懸命勉強しなければならず、司法試験受験においては非常に不利な状況になってしまい、かえって予備試験組の優遇になってしまう。もっといえば、法科大学院の中では、基礎法科目についても予備試験に加えるべきという意見もあるくらいである。そこまでは、現実的な提案としては難しいかもしれないが、少なくとも、法科大学院の履修課程を変えないことが前提にある限り、予備試験からの受験者にはどこかで選択科目に相当するものを受けてもらうことは必要。

それが予備試験の一部になるのか、本試験の一部になるのかということは、両方の考え方があり得る。例えば、予備試験の一部として選択科目を実施し、(2)で言った基準を満たす科目を履修できていない法科大学院修了生には、これを一緒に受験させるということも考えられる。

- (5) 予備試験の一般教養科目について、論文式試験は廃止することとし、大学卒業者は免除とすることについて

【意見要旨】

建前論でいえば、法科大学院生が身に付けるべき教養は、大学卒業よりも高いということもいえるかもしれないが、現実的には法科大学院で、教養的なことはあまりやっていないので、あまり有力な主張にはならないのかだろうと思う。一般教養科目は、現実に予備試験に合格している人たちにとってあまり大きな障害になっているとは思えず、一般教養科目に関する変更は、大勢に影響がないのではないか。

- (6) その他参考となる意見等

一番大きな問題は、司法試験が重いものとなっており、合格率も低いということで、法科大学院生が、一生懸命試験勉強をしなければいけないという強迫観念を持つ状況になっていることである。特に、予備試験が始まってから余計に早く合格することが大きな目標になってしまっている。このような現状は残念なことである。本来、法科大学院生は、司法試験も目指すが、それは中間地点であって、それから先に良い法曹になっていくことを目指して勉強していくものだったはずだが、今は司法試験に関心が集中してしまっている。これを何とか変えていきたい。

そのために、司法試験科目を減らすとことがある程度効果があるのではないかと期待している。しかし、試験科目を減らしても、試験問題が難しくなったり、合格率がもっと下がったりしては、結局プレッシャーは変わらず、意味がない。短答式試験科目を減らしても問題をパズル的なものにしてしまうというのではなく、一定の基本的なところを確認するものにしていくべきである。また、現状の論文式試験はやはり難しいし、時間に比べて量が多すぎる。もう少し問題を簡素化していくことが必要では

ないか。ただ、単純に簡単にするのは予備試験と区別がつかなくなるので、法科大学院での学習の成果を試せるものにしていく必要がある。新司法試験になってそれなりに工夫されているが、旧試験的な問題に戻ってきているという見方もあるので、もうちょっと法科大学院らしい問題作りを工夫する必要がある。

以 上

別添

後藤 昭 一橋大学法科大学院教授 略歴

平成16年4月～現在 在 一橋大学法科大学院（法学研究科法務専攻）の専任（研究者）
教員として1年次から3年次までの刑事系科目を担当

平成16年4月～平成19年 一橋大学法科大学院院長（法務専攻長）

平成17年3月～平成23年 法科大学院協会常務理事

平成17年5月～現在 在 日弁連法務研究財団法科大学院認証評価事業異議審査委員会
委員

平成23年6月～現在 在 法科大学院協会専務理事

司法試験科目に関するヒアリング結果概要

1 ヒアリング対象者

土井 真一（京都大学大学院法学研究科）
略歴は別添のとおり

2 ヒアリングの日時

平成25年10月25日（金） 午後4時から

3 ヒアリングの結果概要

- (1) 現在の司法試験科目等に関する法曹養成制度検討会議取りまとめの考え方（基本的な法律科目を重点的に学習できるよう改善を図るとされている法科大学院教育との連携を図る必要があるとともに、現在の司法試験が、旧司法試験に比べて科目が増えており、受験者の負担軽減を図る必要があるとの考え方）について

【意見要旨】

法科大学院教育は、すべての法曹にとって共通の基盤となる法律基本科目及び法律実務基礎科目の教育と、今後多様な分野で法曹が活躍するために必要となるより専門的な法律科目（展開・先端科目）等の教育とのバランスをとることが重要である。したがって、法科大学院において、一律に法律基本科目を重点的に教育し、展開・先端科目の学習を軽減することは、必ずしも適切ではない。今後、法曹の職域拡大をより一層推進していくためには、展開・先端科目の教育を充実させることが重要である。

しかし、現在の法科大学院制度においては、法学部出身者と非法学部出身者・社会人経験者が共に学んでおり、非法学部出身者・社会人経験者の多くが3年課程に、法学部出身者の相当数が既修者の2年課程に在籍している。そのため、法学部出身者で3年課程に在籍しているものに関する問題があるものの、既に学部で4年ないし3年間法律学を学んだ上に、さらに2年間法律学を学ぶ者、つまり6年ないし5年間法律学しか学んでいない者と、他学部での学修や社会人経験などで多様なバックグラウンドを持ちつつも、法律学を3年間で学修しなければならない者が並存していることになる。

そこで、このような2元的な制度において、すべての法曹にとって共通の基盤となる部分の教育と、法曹に多様性をもたらすその職域拡大を図るための基礎となる教育のバランスを画一的に考えるのが適切かという問題が生じることになる。おそらく、このような問題意識を前提として、検討会議の取りまとめは、「法学未修者が基本的な法律科目をより重点的に学ぶことを可能とするための仕組みの導入を検討するべきである」と提言されているのであると私は理解している。それに対して、法学既修者については、法曹の職域拡大を推進するという観点から、展開・先端科目のさらなる充実を図る方向が望ましいと言える。この点については、推進室の検討においても、再度確認していただき、各

方面に誤解を与えることのないように注意をいただければと思う。

その上で、法科大学院において、未修者が法律基本科目をより重点的に学習することを可能にし、他方で法学既修者が展開・先端科目の履修を適切に行うことができるように、司法試験をどのように改善するかが問題になる。

この点、未修者については、法学既修者と同じ条件で競争をしなければならないという現在の前提の下では、現行の司法試験は負担が大きいと考える。そもそも、旧司法試験の最後においては、短答式試験が憲法・民法・刑法の3科目、論述式試験が六法科目であったことに比べると、法科大学院3年の課程で、短答式試験が法律基本科目7科目、論述式試験が選択科目を加えて8科目というのは、現在の司法試験の出題水準を前提とする限り、かなりの負担増になっていると思う。しかも、6年ないし5年間法律学を学ぶ法学既修者と競争しなければならないことから、非法学部出身者や社会人経験者が厳しい状況に追い込まれており、非法学部出身者や社会人経験者の受験負担の軽減を図ることに賛成である。

論理的には、法学既修者と法学未修者で受験科目を異にすることが考えられるが、現状では、法学未修者の中に法学部出身者が相当数含まれていること、及び受験科目を異にすることで公平感が失われる懸念があることに鑑みれば、多様な人材を法曹に受け入れるという司法制度改革の理念に基づく限り、司法試験については、法学未修者を前提とした制度設計に改善するのが適当であると考えられる。ただし、その場合には、後で触れるように、大学院設置基準や法科大学院適格認定基準を見直して、法学既修者に対して期待される学修が確実に行われるようにすることが必要であると考えられる。

司法試験の短答式試験を3科目にする点については、科目数自体は削減せず、出題内容を基本的なものに限定し、出題数と解答時間を見直すなどの改善を行う余地もないわけではない。しかし、この点については、これまでも様々な機会を通じて主張されてきたが、実際にはなかなか改善が図られてきていないという現実がある。この点を改善するためには、問題を厳選した上でプールし、アトランダムに抽出し繰り返し出題することを認めるなど、出題方法の抜本的な改善を図る必要がある。時間がかかるように思う。したがって、できる限り早期に改善策を講じる必要性に鑑みれば、短答式試験を3科目に削減することが適切であろう。旧司法試験の経験からすれば、3科目であっても相当程度法律学の基礎的知識・素養の確認は可能ではないかと考えられ、また論文式試験がある限り、短答式試験を実施しなくても、学生は基礎的な知識の学修を行わなくなることはないと思う。ただ、法律基本科目についての基礎的な知識の確実な修得は法科大学院教育にとって重要な目的であるから、この点については、法科大学院教育の枠組みの中でしっかりと確認をしていくべきである。その意味で、共通到達度確認試験の導入を図ることが適切であろう。ただ、共通到達度確認試験は専ら基礎的知識の確実な修得を確認するためのものであるから、競争試験、すなわち相対的な選抜試験ではなく、絶対評価を行うための試験と

して構築するのが適切ではないかと考える。

(2) 司法試験の論文式試験について、選択科目を廃止することについて

【意見要旨】

非法学部出身者や社会人経験者は既に多様性を有していること、これらの者については法律基本科目の学修に重点を置く必要があること、そして、そのような学修を行っても法学既修者との関係で不利な状況にならないように配慮する必要があることに鑑みれば、選択科目を廃止することもやむを得ないと考えらる。

展開・先端科目の学修は法曹が多様な領域で活躍するための基礎となるものである。このような科目を学ぶことは、思考を柔軟にし、新たな課題に挑戦するために必要となる資質・姿勢を育成する上で、大変重要であり、法曹が裁判法務だけではなく、立法・行政に関する法務や企業法務などで活躍していくためには、展開・先端科目におけるプログラムを充実させることが不可欠である。しかし、他方で、このような展開・先端科目の特質から、これらの科目の中には、必ずしも対象領域が明確ではなく、また学問的に見ても、確立した知識が体系的に編成されているとは言い難いものもある。現在の司法試験の選択科目の中にも、このような傾向を持つものがあり、このような科目は、必ずしも筆記試験には向かないのではないかと思う。そのために、学問分野として比較的確立しており、また国家試験における過去問があるなど、試験対策がしやすい科目に受験者が偏る傾向があり、結果的に展開・先端科目の履修にも偏りをもたらしている面がある。筆記試験で確認できる能力には限界があるのであって、展開・先端科目の適切な履修の確保は、筆記試験によって実現することが難しいといえるかもしれない。

しかし、先にも触れたように、法学既修者にとっては展開・先端科目の履修を充実させる必要があるし、法学未修者についても、必要最低限の学修は確実にに行わせる必要がある。旧司法試験の場合は、大学での学修と法曹資格の取得が関連付けていなかったため、司法試験科目から外れるということは、当該科目を全く学習しなくなる可能性が非常に高かったといえる。しかし、法科大学院を修了することによって司法試験の受験資格を得るという現行制度の下では、教育課程として展開・先端科目の履修を義務付ければ、学生は当該科目を学修することになる。したがって、法曹として学修することが大切であると考えられる展開・選択科目については、これを指定して、選択必修科目とすることが適切である。特に法学既修者については、展開・先端科目の学修の充実が必要であるから、例えば現在司法試験で選択科目とされている主要な展開・選択科目2科目10単位（第1選択科目について講義4単位と演習2単位、第2選択科目について講義4単位）を含む12単位以上の履修を義務付けることが考えられるのではないか。

加えて、選択科目の廃止を理由に、学生が法律基本科目に傾斜する可能性があり、そうした要望に応える形で、展開・先端科目の授業内容・水準が形骸化

したり、成績評価が甘くなったりする危険がある。したがって、主要な展開・先端科目を担当する教員の教育・研究能力を確保し、科目の内容・水準を適切なものにするとともに、厳格な成績評価が行われるようにするために、大学院設置基準や適格認定基準の見直し・強化を図る必要があると考える。

また、法科大学院の展開・先端科目には、まさに新しい分野を開拓しているような内容の科目がある。このような科目は、確立した知識をしっかりと学修するということが目的ではなく、新しい知識を生み出し、新しい対応を行うことが求められる分野であり、試験のしびりがあることがかえって授業内容を拘束しているところがある。さらに、展開・先端科目については、今後の法曹の活動領域の多様化を考えるのであれば、例えば公共部門（行政、地方自治体等）や企業法務などで活躍するためにふさわしい科目のグループを作って、多様な科目をまとまりのある形で学修させるべきである。このような形で展開・先端科目を充実していくためには、カリキュラムに、ある程度創造的な余地がないと難しい。ところが司法試験科目として選択科目を課していることによって、学生が試験科目を中心に考えてしまい、意欲的な科目展開を行っている部分を履修しようとしめない傾向を生んでいる。むしろ、司法試験とは独立に、授業をしっかりと学ばせ、厳格な成績評価で達成度を評価させることの方が適当だと思う。

以上のような点を総合的に考えると、展開・先端科目については、司法試験科目とすることによって、うまく科目履修をコントロールしようとするのは適当ではないと思う。

- (3) 司法試験の短答式試験を3科目にすることと連動して、予備試験の短答式試験も憲法・民法・刑法（＋一般教養科目）とすることについて

【意見要旨】

予備試験について短答式科目を削減することは適切ではない。年齢や教育歴を見ることなく、筆記試験のみで能力を判定するというのであれば、その筆記試験はその意味で批判に耐えうるものでなければならない。法科大学院生が修了までに繰り返し受験する法律基本科目の試験の数との比較からしても、予備試験受験者が、その基礎的知識の確認を受けるために7科目の短答式試験を受けることは当然である。

- (4) 司法試験の選択科目を廃止することとの関係で、予備試験の論文式試験に選択科目を追加することについて

【意見要旨】

予備試験科目について検討する際の基準は、「法科大学院修了者と同等の能力を有するかどうかを判定」するにふさわしいものであるかどうかであって、「法科大学院修了者と司法試験科目について同等の能力を有する」かどうかを判定するのではない。

法科大学院生は、法律基本科目や選択科目1科目だけを学んでいるわけではない。基礎法・隣接科目、法律実務基礎科目も学んでいるし、展開・選択科目

についても12単位以上の履修が通常求められている。司法試験において、法科大学院修了者と予備試験合格者が対等の条件のように言われるが、教養科目を除けば、専ら司法試験科目ばかりを学んでいる予備試験受験者と、法律基本科目が修得すべき単位数の3分の2（未修者）、あるいは2分の1（既修者）にすぎない法科大学院生では異なる。

予備試験において「法科大学院修了者と同等の能力を有する」か否かを判定する試験にするのであれば、法科大学院生が法科大学院において学修する内容に相当する試験にすべきであると考え。その意味では、予備試験の科目は、最低限、基礎法・隣接科目について4単位、展開・先端科目について12単位、法律実務基礎科目について10単位に相当する科目の試験を実施するのが本筋だと思う。法律実務基礎科目についても、論文式試験をしっかりと行うべきではないか。

そこまでいかなくとも、受験資格においてバックグラウンドの多様性を確認することもせず、正規の教育課程において多様性を広げる教育も受けることのない予備試験受験者については、その多様性は筆記試験において確認することしかできない以上、少なくとも予備試験において選択科目2科目を課すことが適切である。

- (5) 予備試験の一般教養科目について、論文式試験は廃止することとし、大学卒業者は免除とすることについて

【意見要旨】

学士課程を終え、法科大学院に進学し修了した者に対して教養試験を課していないことの均衡から考えて、学士課程を終えている者について教養試験を免除することは適切であると考え。学部専門課程在籍中に司法試験を受験することが想定されていた旧司法試験とは異なるし、現在は、専門課程と教養課程の区別は必ずしも明確ではないから、教養課程修了相当の者について教養試験を免除するという考え方はとれないと思う。なお、論文試験の廃止については、教養試験としての適切性に関する専門的知見を有するわけではないので、特に意見を申し上げることは控えたい。

- (6) その他参考となる意見等

- 本日のヒアリングは司法試験改革に関するものだが、法科大学院・司法試験・司法修習は相互に有機的に連関してプロセスとしての法曹養成制度を形作っており、また法曹人口の在り方や法曹の活動領域の問題は、法曹養成制度の目的を規定するものであって、法曹養成制度の在り方に重大な影響を与える。

したがって、これらの問題を個別に分解して検討し、局所的な最適化を図ると、相互に不整合が生じる可能性があり、結果として、法曹養成制度がさらなる機能不全に陥る危険がある。各論点について、それぞれ関係者があり、様々な利害関係あるいは考え方が存在すると思うが、推進会議・推進室におかれては、プロセスとしての法曹養成の理念を堅持し、制度が実効的に機能するように、法曹人口の在り方や法曹の活動領域に関する基本的な考え方の下で、法科大学院教育、司

法試験，予備試験について一貫した改善策を検討し，実施していただくようお願いする。

- 予備試験の最大の問題は，その制度の目的，あるいは制度に期待されている役割が失われていることにある。制度目的が明確でなければ，どのような制度設計が適切であるかを判断する基準がない。それが，予備試験の在り方を歪め，法科大学院制度に深刻な影響を及ぼすことになっている。この点について，きちんとした考え方の整理が行われないうちに，どのような改善も法曹養成度を安定化させることにはつながらないと思う。

本来，司法制度改革審議会意見書では，経済的事情や既に実社会で十分な経験を積んでいるなどの理由により法科大学院を経由しない者にも法曹資格取得のために適切な途を確保するためのものと位置づけられている。経済的事情により法科大学院への進学が困難な者のためには，奨学金等による手当を行うことが本筋だし，法科大学院での学修を免除されるに足る実社会での経験とは，法律実務に関する経験に限定されるべきである。例えば，医師としての経験は優れた職業経験であると思うが，法科大学院における法学教育を免除する理由としては十分ではない。

しかし，司法制度改革審議会意見書で示したように，これらの者に対して別途予備試験を設けることも，制度として考えられないわけではないし，そのような試験の設置が提言され，現実に制度化されている以上，これを否定するつもりはない。しかし，その制度目的を実現するためにふさわしい制度設計・運用を行うことが最低限必要であると考えられる。

その意味で，最も問題であるのは，予備試験の受験資格になんら制限が課されていないことである。なぜ受験資格に制限がないのか，その理由が理解できない。経済的事情を認定するためには，所得を把握する必要があり，それには種々の技術的問題があることについては理解するし，実社会での経験が「十分」かどうかを客観的に認定することが困難であることもわかる。しかし，経済的事情を理由に19歳の者に特別に司法試験を受験させる必要性が理解できないし，大学に在学して予備校に通って法律学の勉強をしている20歳の学生が実社会での経験を十分に有していると考えるのは明らかに不合理である。法学部に通う経済的余裕はあるが，法科大学院に進学する経済的余裕がないという者が問題であるのならば，標準修業年限で法学部を卒業する者の年齢を超えた者に受験資格を認めれば十分なはずである。また，そもそも経済的事情で学士課程にすら進学できず，働きながら法律学の勉強を行っている者に対して途を開くというのであれば，通常，職を有しながら勉強することにより，短期間で法律学の学修を行うことは困難であり，20歳の者に受験資格を認める必要はない。

年齢を重ねれば，それだけで能力・資質が向上し，実社会での経験が豊かになるとは言わないが，学士課程を経た者を対象に大学院段階で法曹養成教育を行うという制度設計を行った基本的な考え方からして，予備試験について一定の年齢制限を課すことは最低限必要である。

もしそうではなく、筆記試験の成績が優秀な若い世代の者を法曹にするために、年齢制限を課すことが適切ではないというのであれば、それは予備試験の当初の制度の目的・趣旨に反する。また、教育歴に囚われず自由に受験できる制度とすることが司法試験制度の本来の在り方であると主張するとすれば、それはそもそも、現在のプロセスとしての法曹養成制度に反するのであって、認められない。もし、最大限譲歩して、法科大学院制度が基本ではあるが、例外としてそのような途を開くことが何らかの意味で必要であるというのであれば、それが例外であるということを明確にする必要があるし、例外が原則を脅かすことになるような合格者数を想定することは許されないと思う。

予備試験を、当初の目的に適合的な制度にするためには、それにふさわしい受験資格の制限を設けることが必要不可欠であることを強く述べておきたいと思う。

別添

土井真一 京都大学法科大学院教授 略歴

平成元年3月 京都大学法学部卒業
元年4月 京都大学法学部助手
4年4月 京都大学大学院法学研究科助教授
15年4月 京都大学大学院法学研究科教授

中央教育審議会臨時委員（大学分科会法科大学院特別委員会）
独立行政法人大学評価・学位授与機構・法科大学院認証評価委員会専門委員
法科大学院協会法曹養成問題対策本部主任
法務省司法制度改革実施推進会議・元参与

司法試験科目に関するヒアリング結果概要

1 ヒアリング対象者

村中 孝史（京都大学大学院法務研究科）

略歴は別添のとおり

2 ヒアリングの日時

平成25年10月25日（金） 午前10時45分から

3 ヒアリングの結果概要

- (1) 現在の司法試験科目等に関する法曹養成制度検討会議取りまとめの考え方（基本的な法律科目を重点的に学習できるよう改善を図るとされている法科大学院教育との連携を図る必要があるとともに、現在の司法試験が、旧司法試験に比べて科目が増えており、受験者の負担軽減を図る必要があるとの考え方）について

【意見要旨】

司法試験は、プロセス、つまり線で学生を評価する法科大学院での学修の達成度を確認するという位置づけのものと理解している。達成度を確認するために、従前の司法試験よりも幅広く、かつ内容が深い試験をする必要があるのか、強く疑問を感じていた。司法試験は、いくつかの科目、例えば憲・民・刑の短答式と、民事・刑事の起案で達成度を評価すれば足りるのではないかと考えている。

現在の司法試験の在り方は学生に非常に大きな負担を強いることになり、そのことが法科大学院の教育にゆがみを生じさせているのではないかと思う。

- (2) 司法試験の論文式試験について、選択科目を廃止することについて

【意見要旨】

選択科目を司法試験の科目として要求する必要はないと考えていたので、廃止するのであれば、それはそれでよいと思う。

また、未修者について、法律基本科目に集中して学修させるということは方向的に正しいと思う。未修者は法学以外の分野の素養を身に付けているのであり、その点は未修者の長所となっているのであるから、選択科目について既修者と同じことを求める必要はなかろうと思う。

しかし、既修者については、法律基本科目について既に入学前に相当高いレベルで修得しているので、法科大学院で屋上屋を架すような形でそれを繰り返す必要はない。特に民法については、法科大学院教育の中であれほど大きな負担を科すことは疑問であり、もっと実務的な観点の科目に変える必要がある。また、既修者については、選択科目のような幅広い多様な科目を学習させることが必要である。若手法曹の職域拡大ということが言われているが、民法・刑法・商法・民訴法といった従来となんら変わりない分野しか勉強しない学生が、いろいろな分野に散らばっていきけるはずがない。多様な分野を知り、関心を持つことによって初めて、今まで法曹が開拓していなかった分野に入っていきこうという気持ちが生まれる。現在の既修者の育て方は幅が狭すぎると思う。

現在の選択科目が司法試験の科目から外れることによって、これらの科目について授業のやり方は今より自由になるだろう。労働法について言えば、試験の論点にとらわれることなく、労働法の全体像や、労働法にとって大事なことをしっかり理解してもらおうということが、より柔軟にできるようになると思う。

学生にとっては、司法試験科目でなくなると少し力が抜ける面があるのは否定できないが、各法科大学院で、例えば、現在の選択科目であるような科目について最低2科目の履修を必須とした上、厳格な成績評価をすればとりたてて問題はないだろう。試験科目ではないからと言って学生が勉強に身が入らないということではないと思う。しかし、法科大学院の方で無理にでも卒業させなければいけないと考えてしまい、甘い成績認定をするのでは困る。この問題は各法科大学院の姿勢によるのではないかと思う。

選択科目の廃止による授業科目やカリキュラムに対する影響は、京大のような大学ではあまりないだろう。しかし、小規模な法科大学院では、今でも、8つの選択科目すべての授業を提供できているところはあまりないように思う。そのような大学では、（司法試験で選択科目が廃止されると）民法・刑法・商法等の教員が兼任で教えられるような科目が増えて、それ以外の多様な分野がそぎ落とされてしまい、カリキュラムの内容が狭まってしまう可能性がある。大きな大学ではスタッフの数が多分、切実な問題にはならないだろうが、同じ圧力は働くだろう。現在、選択科目については認証評価基準などで専任教員の数が決められていないが、科目の設置だけではなく、専任教員の問題を考えることも大事である。

- (3) 司法試験の短答式試験を3科目にすることと連動して、予備試験の短答式試験も憲法・民法・刑法（＋一般教養科目）とすることについて

【意見要旨】

予備試験は法科大学院修了者と同程度の能力を有することを確認するためのものであり、確認の仕方はいろいろあるのだから、短答式は3科目で確認するというのであれば、それはそれで問題ないだろう。

- (4) 司法試験の選択科目を廃止することとの関係で、予備試験の論文式試験に選択科目を追加することについて

【意見要旨】

司法試験の論文式試験で選択科目を廃止した場合は、それを予備試験の論文式試験に追加することは当然必要である。

それに加えて、基礎法学・隣接科目についても、法科大学院で単位認定が必須とされているのであるから、予備試験の科目とするのが普通の考え方である。法律科目だけ聞くのでは、そこに集中して勉強できる予備試験受験者が圧倒的に有利になる。

また、法科大学院で（現在の）選択科目を必修としていくということになると、予備試験の範囲を幅広くし、選択科目についても5つ、6つ、7つと、法科大学院での単位数に見合った試験科目を受けてもらうことが必要である。ただ、それは短答式で聞くのも一つの手ではある。

- (5) 予備試験の一般教養科目について、論文式試験は廃止することとし、大学卒業者は

免除とすることについて

【意見要旨】

大学卒業者については一般教養試験はいらなと思う。卒業していない者については必要だが、それを論文式でやる必要はなく、短答式でもかまわないと思う。

(6) その他参考となる意見等

法科大学院制度は2年から3年間かけて線の中で学生を評価するものである。その制度が定着する段階にいたっているかを確認したうえで、肯定的な評価ができるのであれば、司法試験は抜本的に改革することが必要。冒頭でも述べたが、試験科目は憲・民・刑の短答式と民事・刑事の起案のみにするくらいにしないと、学生にとって不必要な負担が大きくなる。

試験による評価は公正・平等ではあるが、必ずしも適正であるとは言えない。線の評価をもっと重視すべきである。短答式で（全範囲を）幅広く聞くのであればコンスタントに力を測ることができるが、論文式では限られた論点だけを問われるので、たまたまそこが抜けていたとか、勘違いしていたということでも不合格となり、1年を棒に振ってしまう。

難しいテストに合格していれば優秀だとみんな思っているのかも知れないが、司法試験の採点をしてみると、2000人の合格者のうち、合格答案と言えるのは500人くらいではないか。今の試験は優劣をつけるだけで、選抜力はない。

また、今の試験制度の下では法科大学院の授業が論点主義に陥ってしまっている。司法試験に出る論点で授業で落ちると学生が司法試験で不利になるので、どうしても論点主義的に授業が組まれていき、その分野のことを全体として理解してもらうことが後回しになる。特に選択科目の場合、法律の制度、内容、解釈、判例を分かってもらうと同時に、その制度の基盤となっている社会の現実を教えないと正しいことが分からないことが多いが、論点主義になるとその点がおろそかになってしまう。

別添

村中孝史 京都大学法科大学院教授 略歴

(学歴)

- 昭和56年3月 京都大学法学部卒業（法学士）
 同58年3月 京都大学大学院法学研究科民刑事法専攻修士課程修了（法学修士）
 同61年3月 京都大学大学院法学研究科民刑事法専攻博士課程単位取得満期退学

(職歴)

- 昭和61年4月 京都大学法学部助手
 同63年4月 京都大学法学部助教授（労働法担当）
 平成3年9月 ドイツ連邦共和国キール大学およびオーストリア連邦共和国
 ウィーン大学にて在外研究（フンボルト財団奨学金）（平成5年8月まで）
 同4年4月 京都大学大学院法学研究科助教授（労働法担当）
 同4年4月 京都大学法学部兼任（現在に至る）
 同7年4月 京都大学大学院法学研究科教授（労働法担当）（現在に至る）
 同17年10月 京都大学大学院法学研究科法曹養成専攻長（法科大学院長）（平成19年
 9月まで）
 同23年4月 京都大学大学院法学研究科長・法学部長（平成25年3月まで）
 同25年4月 京都大学国際高等教育院へ配置換
 同大学院法学研究科教授併任（現在に至る）
 同25年4月 京都大学副学長併任（現在に至る）

(学外活動)

- 昭和58年4月 日本労働法学会会員（現在に至る）
 同58年4月 日本社会保障法学会会員（現在に至る）
 平成10年6月 日本学術振興会特別研究員等審査会専門委員（平成12年5月まで）
 同10年10月 豊中市労働紛争調整委員会委員（現在に至る）
 同10年10月 日本労働法学会理事（現在に至る）
 同11年1月 京都地方労働基準審議会委員（平成13年9月まで）
 同13年10月 京都紛争調整委員会委員（23.9.30まで）
 同13年10月 京都機会均等調停会議調停委員（平成19年3月まで）
 同13年10月 不当労働行為審査制度の在り方に関する研究会委員（現在に至る）
 同14年2月 労働検討会委員（平成16年7月まで）
 同19年4月 厚生労働省労働政策審議会労働条件分科会臨時委員（現在に至る）
 同20年1月 豊中市 男女共同参画審議会委員（平成25年1月まで）
 同20年5月 （独）大学評価・学位授与機構 法科大学院認証評価委員会専門委員（現
 在に至る）

同22年4月 (社) 国立大学協会経営支援委員会専門委員 (平成24年3月まで)
同23年8月 法科大学院協会常務理事 (現在に至る)

(著書)

共著『働く人の法律入門第2版』(平成21年10月) 有斐閣
共著『ケースブック労働法第3版』(平成23年3月) 有斐閣

(最近の論文等)

「労働契約法制定の意義と課題」(平成20年3月) ジュリスト1351号 (有斐閣) (42-50頁)
「労災保険制度の展開と適用対象」(平成20年3月) 法学論叢162巻1-6号 (有斐閣) (40-58頁)
「労働紛争解決制度の現状と問題点」(平成20年12月) 日本労働研究雑誌 (日本労働研究機構) 581号 (4-12頁)
「非正規雇用に関する実務上の諸問題」(平成21年8月) 日本弁護士連合会編『日弁連研修叢書 現代法律実務の諸問題<平成20年度研修版> (第一法規) (699-724頁)
「労働法の役割と今日的課題—労働紛争処理の観点から」(平成22年8月) 月刊司法書士462号 (2-11頁)
「労働審判制度の課題」(平成23年6月) 法律のひろば64巻6号 (4-10頁)
「個別労働紛争解決の意義と課題」(平成24年1月) 労働経済春秋6号 (53-58頁)